

03 軽自動車税（種別割）標準仕様書（案）01 機能要件

機能名称		標準仕様書案		備考	要件の考え方・理由
		実装すべき機能	実装しなくても良い機能		
<b>1. 車両情報管理（当初課税・税額変更）</b>					
<b>1.1. 車両台帳管理</b>					
1.1.1.	車台情報管理	車台情報の管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象項目】 軽自管理番号（課税事務のためのユニークな管理番号） 異動日（登録年月日や取得日） 車種 燃料の種類 型式認定番号 型式 年式 車名 車両の通称名 排気区分 排気量 原動機の型式 形状 営業用・自家用区分 用途 車台番号 初度検査年月 所有形態区分 特記事項	車台情報の管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象項目】 フルアシスト自転車該区分 試乗車区分 車輪数	・「車名」は車両のメーカー名を指し、「車両の通称名」は自動車製品名を指す。 ・フルアシスト自転車該区分には、電動キックボードや電動スクーターを含む。 ・車輪数について、車種に含めて管理する方法も可とする。	原則として、軽自動車税（種別割）申告書（第三十三号の四の二様式（第十六条関係））の記載項目については、必須機能（必須管理項目）とし、当該項目以外についてはオプション機能（オプション管理項目）とする。 フルアシスト自転車該区分については、当該車両は新製品・新規経路での市場への流通やメーカー回収などの不確定要素が多いため、事務効率の観点で車種とは別途判別可能な区分を設けることが有効という意見があったことから、オプションとする。 試乗車区分については、試乗車の車両情報を軽自動車税のデータベースとは別途管理している事例もあることからオプションとする。 車輪数については、トレーラーなどの被けん引車両への課税有無/方法が各市町村の条例等により定められるが、当然団体の規定次第で要否が異なるためオプションとする。
1.1.2.	標識情報管理	標識情報の管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象項目】 車両番号（標識番号） 交付年月日 標識回収区分 標識返納日	標識情報の管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象項目】 ご当地ナンバー該区分 標識交付証明書回収区分 弁償金額 弁償金支払日 弁償金支払い有無	・交付年月日、標識返納日、標識回収区分、標識交付証明書回収区分は、市区町村での標識交付を行う車両が対象となる。	各団体の条例に基づき、第三十三号の五様式（十六条関係）に記載のある車種においては、市区町村での標識発行を行っていることから発行した標識の管理を行うに当たり必要な機能の定義を行う。 ご当地ナンバーについては、導入地域が限定的であることからオプションとする。 標識交付証明書回収区分については、廃車受付時には標識の回収が必要であるが、その際の標識交付証明書まで回収有無は各団体における有効性及事務負担等を勘案し判断する範囲として、オプションとする。 弁償金情報管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係しないが、検討会や全国照会において弁償金徴収事務に関する機能は有用である旨の意見があったことから、オプションとする。
1.1.3.			試乗標識を管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象項目】 申請情報（申請者情報（氏名（名称）、所在地、電話番号）、申請年月日、申請事由、特記事項） 交付年月日 車両番号（標識番号） 貸与期間 標識回収区分 標識返納日		試乗標識管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係せず、また試乗車の車両情報を軽自動車税のデータベースとは別途管理している事例もあるが、検討会や全国照会において軽自動車税システムでの対応がされていれば有用である旨の意見があったことから、オプションとする。
1.1.4.		各種標識の交付状況及び回収状況について、任意の情報を抽出し、一覧作成ができること。	試乗標識の交付状況及び回収状況について、任意の情報を抽出し、一覧作成ができること。		
1.1.5.	名義人情報管理	各種名義人（所有者、使用者）情報の管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象】 個人番号（マイナンバー） 法人番号 宛名基本情報 電話番号 特記事項		・「宛名基本情報」は、業務共通要件に記載のものを指す。 特に軽自動車税業務では以下の項目を意図しているが、業務共通要件に記載のある項目が管理できれば問題ない。（以降同様） 宛名番号 氏名（名称）（カナ・漢字） 住所（所在地）（郵便番号・方書含む） 生年月日	軽自動車税（種別割）申告書（第三十三号の四の二様式（第十六条関係））における名義人（所有者、使用者）の項目について、必要な管理機能の定義を行う。
	新規1	使用者について、所有者と同一人の場合は所有者の情報を複製して設定できること。			
1.1.6.	納税義務者情報管理	納税義務者情報の管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象】 個人番号（マイナンバー） 法人番号 宛名基本情報 電話番号 口座振替対象区分 口座情報 住基喪失情報（喪失日・喪失事由） 特記事項	納税義務者情報の管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象】 世帯番号	・口座情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。	軽自動車税（種別割）申告書（第三十三号の四の二様式（第十六条関係））における納税義務者の項目について、必要な管理機能の定義を行う。
	新規2	納税義務者について、所有者または使用者と同一人の場合は当該情報を複製して設定できること。			
1.1.7.	定置場情報管理	定置場について、納税義務者又は各種名義人の住所、あるいは当該住所をもとに「市区町村内」を設定できること。 また、直接入力による登録もできること。			軽自動車税（種別割）申告書（第三十三号の四の二様式（第十六条関係））における定置場の項目について当該市区町村が課税を行う機能となるが、団体により入力住所地まで行う場合と当該市区町村内まで行う場合があるため、機能要件では並列して定義を行う。
1.1.8.	課税区分管理	課税区分及び事由の管理（設定、保持、修正）ができ、課税計算、調定処理等に反映できること。 【課税区分】 課税 課税取消 非課税 課税免除 不均一課税 減免 課税情報の調査中		・「課税情報の調査中」の区分は、いわゆる「課税保留」を含めた区分として想定している。	軽自動車税の事務上想定される課税区分の管理要件について定義を行った。 なお、全国照会を踏まえて同じ課税区分においても当該区分の事由によって分けて管理を行う必要があるという意見があったため、事由についても要件化を行う。
1.1.9.		特定の団体を非課税対象として管理（設定、保持、修正）できること。 また、非課税対象とした団体の所有する車両について、課税区分を課税と設定した場合はアラート対象とできること。			
1.1.10.		課税区分が課税情報の調査中のものについて、調査に係る情報を管理（設定、保持、修正）できること。 【管理対象項目】 開始日 開始事由 終了日 調査結果			
1.1.11.	軽自動車税種別割管理	初度検査年月（または年）から法定年月が経過した車両について、経年重課対象区分として一括で自動判定できること。 また、個別に経年重課対象区分を設定できること。		初度検査年月について、年のみ判明している場合は12月として取り扱う。	平成28年度より適用開始となった経年重課対象区分の判定機能を記載している。 基本的には初度検査年月や燃料の種類等の要素からシステムでの経年重課の自動判定が行われることを意図しているが、必要に応じて経年重課区分を個別設定する場合も考えられることから、後者の機能についても記載を行う。
1.1.12.		初度検査年月から法定年月が経過した車両であっても、地方税法に基づき経年重課対象とならない車両について、経年重課除外区分として管理（設定、保持、修正）できること。			
1.1.13.		地方税法に則った軽課（グリーン化特例）対象車両区分の管理（設定、保持、修正）ができること。			平成28年度より適用開始となった軽課（グリーン化特例）対象車両区分の管理機能を記載している。 軽課対象区分の自動判定については、検査情報が必要となることから当該箇所ではなく1.3.の機能項目で検査情報取込と合わせて定義を行っている。
1.1.14.	廃車車両管理	廃車済みの車両を管理（設定、保持、修正）できること。 【管理対象項目】 車両情報 異動日（廃車日） 廃車事由 特記事項			廃車済みの車両についても業務上管理を行う必要があることから必須機能としている。 なお、廃車車両は標識の廃車を行った車両を意図している。
1.1.15.	代理人管理	各種代理人（相続人代表者、相続人、納税管理人、成年後見人、その他）を管理（設定、保持、修正）できること。 【管理対象】 代理人区分 個人番号（マイナンバー） 法人番号 宛名基本情報 電話番号 特記事項			軽自動車税の課税事務において、相続があった場合などに代理人の情報が必要となることから必須機能として定義をしている。
1.1.17.	送付先管理	軽自動車税の送付先を管理（設定、保持、修正）できること。			軽自動車税の課税事務において、各種通知書を送付する際に送付先情報が必要となることから必須機能として定義をしている。
1.1.18.			対象者が期限付きで転出している場合などに、送付先を適用する期間（開始年月日、終了年月日）を管理（設定、保持、修正）できること。		納税義務者が特定の期間転出するなど送付先が変更される期間が判明している場合の送付先管理方法として有用な面があるが、検討会の構成員によって当該機能の要否が異なることからオプションとする。
<b>1.2. 異動情報登録処理</b>					
1.2.1.	申告情報管理	申告に係る情報を管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象】 申告区分（新規取得、移転、転入等） 申告日	申告に係る情報を管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象】 申請者情報（申請者区分（本人、代理人等）、氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号）	・軽自動車税の仕様書たき台に記載のある各種日付については、以下の前提で用いている。 申告日：申告が行われた日 異動日：登録・廃車などの異動があった日（取得日や廃車日など） 処理日：システム上で処理を行った日	
1.2.2.	新規車両登録	各種異動情報（市区町村での申告、軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等）に基づき、新規登録ができること。			
1.2.3.		異動日を過去の日付に遡り新規登録ができること。			
1.2.4.		燃料の種類ごとに用いる排気区分を設定できること。 当該設定に基づき、燃料の種類に応じた排気区分を判定できること。		・「排気区分」はCC、kW等の自動車の排気量の単位を指す。	
1.2.5.	車両変更登録	各種異動情報（市区町村での申告、軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等）に基づき変更登録ができること。			
1.2.6.		異動日を過去の日付に遡り変更登録ができること。			
1.2.7.		名義人の変更登録時に同一ナンバープレートを引き継ぐか否か選択できること。			



機能名称		標準仕様書案		備考	要件の考え方・理由	
		実装すべき機能	実装しなくても良い機能			
1.2.8.	新規3		複数の車両について、一括で名義人を変更できること。			
			同一車種（原付・小型特殊のみ）での車体変更時に、同一ナンバープレートを引き継ぐか否か選択できること。名義人変更と同時にを行う場合でも対応できること。	・車体変更とは、原付の買い替え等に際して名義人情報・標識番号を維持したまま車台情報のみ変更する手続を想定している。		
1.2.9.			複数の車両の定置場を一括で変更できること。			
1.2.10.	廃車登録	各種異動情報（市区町村での申告、軽自動車協会や運輸支局等から送付される申告書等）に基づき、廃車登録ができること。				
1.2.11.		異動日を過去の日付に遡り廃車登録ができること。				
1.2.12.			複数の車両を一括で廃車できること。			
1.2.13.		同日付の新規登録・変更登録・廃車登録が可能であること。				
1.2.14.		廃車を行った車両を復活させることができること。				
1.2.15.		申告書パンチデータ取込		申告書パンチデータを一括取込できること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新ができること。 申告書パンチデータ取込結果について以下のリストを出力できること。  【出力対象リスト】 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動リスト		本機能要件は申告書の入力事務を外委託している団体が必要となることを想定しているが、団体によって委託の実施有無は異なるため、オプションとする。
1.2.16.						
1.2.17.	新規4	eLTAXと連携し、電子申告データを一括取り込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新（新規登録）ができること。	eLTAXと連携し、車検証データを一括取り込みできること。 なお、車検証データの取込有無は選択できること。	令和5年の軽自動車OSSリリースに合わせたシステム対応ができれば問題ない。	令和5年1月より開始が予定されている軽自動車税関係手続きの電子化のうち種別別の申告の電子化に対応した機能を意図している。	
1.2.18.		電子申告データの取込結果について以下のリストを出力できること。  【出力対象リスト】 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動（新規登録）リスト	車検証データの取込結果について以下のリストを出力できること。  【出力対象リスト】 取込済みリスト 取込エラーリスト 異動（新規登録）リスト	令和5年の軽自動車OSSリリースに合わせたシステム対応ができれば問題ない。		
1.2.19.	登録時エラーチェック	◇重複チェック 新規登録及び変更登録の際に、以下の項目に対し台帳情報と重複チェックができること。 また、車両番号（標識番号）は、重複チェックの範囲を車種ごととするかどうか選択できること。  【エラー対象項目】 車両番号（標識番号）  【アラート対象項目】 車台番号	同一人の廃車済み車両に限定して車台番号の重複チェックができること。		車両番号（標識番号）は本来車両固有の番号であるため、課税誤りなど課税事務上の問題を避けるためエラー対象として重複した入力がないかチェックが必要となる。また、車台番号については重複していた場合に警告などの注意喚起程度のチェックがなされれば良い項目であるため、アラート対象としている。	
1.2.20.		◇登録日付の整合チェック 異動時の取得日と廃車日について、整合性のエラーチェックができること。 上記のチェックはエラー対象とすること。			取得日と廃車日の前後関係が逆転する入力が行われた際は何らかの誤りが想定されるため、チェック対象として要件化を行う。	
1.2.21.		◇未入力チェック（新規登録・変更登録） 新規登録、変更登録時に必須項目の未入力エラーチェックができること。 また、車種ごとにチェック対象とするかどうか選択できること。  【エラー対象】 車種 車両番号（標識番号） 納税義務者（氏名、住所） 課税区分 定置場 異動日  【アラート対象】 排気量 車名 初度検査年月 車台番号 燃料の種類	◇未入力チェック（廃車登録） 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。 また、車種ごとにチェック対象とするかどうか選択できること。  【エラー対象】 異動日  【アラート対象】 廃車事由 標識回収区分（原付・小型特殊のみ）		課税事務上、税額計算や課税の根拠等で入力が必要となる項目についてはエラー対象としている。一方で車種によっては課税事務上必須ではない項目もあるため、該当する項目についてはアラート対象としている。	
1.2.22.		◇未入力チェック（廃車登録） 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。 また、車種ごとにチェック対象とするかどうか選択できること。  【エラー対象】 異動日  【アラート対象】 排気量 車台番号	◇未入力チェック（廃車登録） 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。  【アラート対象】 弁償金支払い有無			
1.2.23.		◇入力値チェック 車種別に対象項目の入力可能値を設定し、新規登録、変更登録時に整合性のチェックができること。  【エラー対象】 車両番号（標識番号）  【アラート対象】 排気量 車台番号	◇入力値チェック 車種別に対象項目の入力可能値を設定し、新規登録、変更登録時に整合性のチェックができること。  【アラート対象】 盗難の事由により廃車された車台番号		機能要件において対象としている項目は、車種ごとに想定される値の範囲が決まっているため通常あり得ない入力がなされていないかチェックが必要となる。対象項目のうち車両番号（標識番号）は全国的に採番ルールが定められていることからエラー対象とし、その他の項目については一部例外が想定される例があることからアラート対象として整理している。	
1.2.24.	新規6	◇入力値チェック 新規登録及び変更登録、廃車登録の際に、異動日の入力値チェックができること。  【エラー対象】 未来日の入力  【アラート対象】 過年度の日付の入力				
1.2.25.	新規7		標識情報の交付年月日について、現年度の範囲で入力可能値を設定し、変更登録または異動による修正の際に整合性チェックができること。 チェックはアラート対象とすること。  ◇その他整合チェック 新規登録及び変更登録の際に、各種設定内容について整合性チェックができること。 ※以下、チェックの例  【アラート対象】 ◆所有形態 ・商品車両において、課税区分が課税免除または非課税 等 ◆形状 ・構造減免・福祉車両に該当する形状の車両において、課税区分は減免 等 ◆標識番号 ・標識番号（使用の本拠地を表す地域名）により、当該車両の定置場が課税団体の区域内にありうる車両かどうかのチェック ・標識番号（分類番号及びひらがな等）により、「用途」「営・自区分」がチェック可能となり、更に「軽課判定」、「初度検査年月日」と組み合わせての適用税率のチェック 等			
1.2.26.		◇軽課・重課区分の整合チェック 新規登録及び変更登録の際に、初度検査年月（または年）をもとに、対象車両の軽課区分または重課区分との整合性チェックができること。 上記のチェックはアラート対象とすること。				
1.2.27.		◇所有形態の整合チェック 新規登録及び変更登録の際に、所有形態に応じた納税義務者（所有者・使用者）の整合性チェックができること。 上記のチェックはアラート対象とすること。				
1.1.16.	職権管理	台帳上の全項目について職権による管理（設定、修正）ができること。				
1.3. J-LIS（軽自動車検査情報市区町村提供システム）連携						
1.3.1.	検査情報取込処理	J-LISからの軽自動車検査情報を取り込めること。  ※軽自動車検査情報市区町村提供システムからダウンロードするCSVファイルそのまま軽自動車システムに取り込めること	全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込めること。		申告書の内容の適否を確認するうえでJ-LISを通じて提供される軽自動車検査情報を軽自動車税システムに取り込む機能は事務の効率性の観点で有用と考えられるため、必須機能とする。また、一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込んで当該事務を実施しているため、こちらはオプションとする。	
1.3.2.		J-LISからの軽自動車検査情報を取り込む際に、重課・軽課対象車両情報（課税計算に必要な項目も含む）をまた、取り込んだ情報をもとに重課・軽課対象区分の自動判定ができること。	全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込む際に、重課・軽課対象車両情報（課税計算に必要な項目も含む）を取り込めること。			
1.3.3.	新規8	取込済みまたは取込エラーとなった車両情報をリストで出力できること。 また取り込んだ検査情報を任意に修正できること。	J-LISまたは全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報を取り込む際に、同日内での新規登録・廃車登録がされている車両の除外有無を選択できること。			



機能名称		標準仕様書案		備考	要件の考え方・理由
		実装すべき機能	実装しなくても良い機能		
1.3.4.	対象車両特定処理	取り込んだ軽自動車検査情報について、車両台帳上の情報と以下の項目でマッチングし、対象車両の特定ができること。 マッチング対象項目は選択できること。 【対象項目】 車台番号 車両番号（標識番号）			
1.3.5.		対象車両の特定ができなかったアンマッチ分の車両について、以下の対象車両情報を抽出しリスト出力できること。 また、アンマッチ分の車両について任意に修正・削除ができること。 【対象車両】 検査情報のみ記載がある車両 台帳情報（システム上）のみ記載がある車両 【除外対象】 廃車後7年が経過した車両（台帳情報）			
1.3.6.			取り込んだ軽自動車検査情報の所有者について、車両台帳上の情報と以下の項目でマッチングし、宛名候補の特定ができること。 マッチング対象項目は選択できること。 【対象項目】 氏名 住所	検査情報における住所の記載方法について、「1丁目15番地22号」や「1-15-22」等のパターンの表記がある。	
1.3.7.	差分抽出	対象車両を特定済みの検査情報と車両台帳情報について、対象項目を選択し不一致項目をリスト出力できること。 また、不一致項目について取り込んだ情報を任意に修正できること。 【対象項目】 車種 車名 初度検査年月 燃料の種類 排気量 営業用・自家用区分 用途 所有者（氏名（名称）、住所（所在地）） 使用者（氏名（名称）、住所（所在地）） 定置場（使用の本地） 重課対象区分 軽課対象区分			検査情報における住所の記載方法について、「1丁目15番地22号」や「1-15-22」等のパターンの表記がある。
1.3.8.	台帳情報更新処理	年度当初の一括取込時は取込結果をもとに、4/1時点の車両台帳情報（車両情報）を更新（新規登録・変更登録・廃車登録）できること。			
1.3.9.		随時の異動分については、取込結果をもとに車両台帳情報（車両情報）を更新（新規登録・変更登録・廃車登録）できること。			
1.3.10.		更新を行った対象車両の項目ごとに更新前/更新後の情報をリストで出力できること。			
1.4. 異動履歴管理					
1.4.1.	異動履歴管理	異動履歴（異動内容・異動日・処理日・操作者）を管理できること。 また、最新の異動履歴を削除することで誤操作等により更新された情報を更新前に戻すことができること。 異動に関する附帯情報を管理（設定、保持、修正）できること。			
1.4.2.		【管理対象項目】 異動事由 特記事項（メモ）			
2. 当初課税					
2.1. 当初課税処理					
2.1.1.	一括処理	賦課期日現在の登録車両（課税対象車両のみ。非課税、課税情報の調査中は除く）の納税義務者に対し、一括で当初課税処理ができること。 当初課税の対象者について、納税義務者ごとに税額のリストを出力できること。			軽自動車税の課税を効率的に行う上で、賦課期日現在の登録車両に対し税額計算や納期限の設定等の当初課税処理を一括で行う機能は必要である。
2.1.2.					
2.1.3.	税額計算	地方税法及び条例に基づく税額計算ができること。			
2.1.4.	一括納期限設定	条例で定められている納期限を一括で設定することができること。			
3. 税額変更					
3.1. 税額変更申告受付処理					
3.1.1.	税額変更申告情報管理	課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理（設定、保持、修正）できること。 また、履歴管理できること。 【管理対象項目】 申請年月日 申請区分 申請事由 特記事項	課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理（設定、保持、修正）できること。 また、履歴管理できること。 【管理対象項目】 申請者情報（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号）		
3.1.2.	審査結果情報管理	各種申告内容の審査結果を管理（設定、保持、修正）できること。 【管理対象項目】 審査結果 許可/不許可事由 税額変更決定日			
3.2. 減免処理					
新規9	減免マスタ管理	減免対象区分ごとに当該区分に係る情報を管理（設定、保持、修正）できること。 【管理対象項目】 減免対象区分の名称 減免割合 減免額 単年度/継続区分		減免対象区分の名称については以下のようものを想定している。（以下、減免対象区分の名称の例） 生活保護、公益使用、障害者（本人が運転/生計を一にするものが運転/常時介護者が運転）、構造が専ら身体障害者等の利用に供する、戦傷病者、福祉車両、災害、その他	地方税法第四百六十三条の二十三（種別割の減免）により、市町村の条例の定めに応じた減免区分をマスタ管理する機能が必要となる。 当該機能要件によって各団体の条例に応じた減免事務が可能となる。
3.2.1.	減免対象抽出	減免対象区分及び減免対象年度を指定し減免対象者を抽出できること。 また、以下の条件を指定しての抽出もできること。 【その他抽出条件】 対象者に異動（転出、死亡）あり 対象車両に異動（変更登録、廃車登録）あり			
3.2.2.			生活保護システムからの生活保護情報の取込ができること。		減免要件を満たす対象者の抽出を行う際に、各団体内の関連する業務システムからの情報連携機能を有することで効率的に事務が実施できる。 ただし関連システムを含めたシステム構成によって実現性が左右されることや、業務情報管理における団体の方針、生活保護の対象者の減免については当該減免区分の有無により要否に差異も生じると考えられるため、オプションとする。
新規10			生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金の支給に関する情報の照会ができること。		
3.2.3.			障害福祉システムからの障害福祉情報の取込ができること。		減免要件を満たす対象者の抽出を行う際に、各団体内の関連する業務システムからの情報連携機能を有することで効率的に事務が実施できる。 ただし関連システムを含めたシステム構成によって実現性が左右されることや、業務情報管理における団体の方針により要否に差異も生じると考えられるため、オプションとする。
新規11			身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報の照会ができること。 抽出した減免対象者について、以下の項目をリストで出力できること。		
3.2.4.		抽出した減免対象者について、以下の項目をリストで出力できること。 【出力対象項目】 減免区分 車両情報（車種、車台番号、車両番号（標識番号）、形状、用途） 納税義務者情報（氏名、住所）	【出力対象項目】 申請年月日 障害者情報（氏名、住所、障害名、障害等級、所有者との関係、個人番号（マイナンバー）、電話番号、生年月日、手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日、再認定年月日、納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無） 運転者情報（氏名、住所、電話番号） 減免割合 減免額 減免期間（開始年度、終了年度、開始決定日、終了決定日） 課税額 特記事項		
3.2.5.	減免申請書等作成	抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を個別に作成できること。	抽出した減免対象者に対し、減免申請書等を一括作成できること。		



機能名称		標準仕様書案		備考	要件の考え方・理由
		実装すべき機能	実装しなくてもよい機能		
3.2.6.	減免情報管理	減免に係る情報を管理（設定、保持、修正）できること。 【管理対象項目】 申請年月日 減免対象区分 車両情報（車種、車台番号、車両番号（標識番号）、用途、形状） 納税義務者情報（宛名基本情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）、名義区分） 障害者情報（宛名基本情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）、障害名） 運転者情報（宛名基本情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）） 許可事由 特記事項	減免に係る情報を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象項目】 納税義務者情報（罹災届出証明、生活保護） 障害者情報（障害等級、納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無、個別等級、総合等級、生年月日、手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日、公費負担番号） 運転者情報（運転免許証交付年月日及び有効期限、運転免許の種類、免許番号、免許の条件等） 申請者情報（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号） 審査結果 不許可事由 減免期間（開始年度、終了年度、開始決定日、終了決定日） 減免割合 減免額		特に障害者情報や運転者情報、減免の審査に関連する項目については、全国照会で多数の要望があったが、標準仕様書全体として要求過大となることは望ましくないため、以下の観点で整理を行った。 ・障害者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）、障害名を必須とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるためオプションとする。 ・運転者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）を必須とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるためオプションとする。 ・減免の審査に関する項目 基本的には減免申請を許可する対象のみ入力する運用を基本とし許可事由の項目を必須とする。各団体における減免審査事務によって要否に差異がある審査結果、不許可事由、減免期間、減免割合、減免額の項目はオプションとする。
3.2.7.	減免処理	減免対象車両を一括で減免処理できること。			
3.3. 税額変更処理					
3.3.1.	税額変更処理	税額変更申告受付処理、減免処理等に基づき、課税情報の更新ができること。 更新内容に基づき、税額計算ができること。			経自動車税の課税を効率的に行う上で、当初課税時より変更があった対象情報を更新し、更新内容をもとに税額計算を行う機能は必要である。
3.3.3.		賦課期日後に、賦課期日へ遡及して新規登録又は廃車登録された車両の税額計算を実施し、課税額が決定できること。 複数年度分を遡及しての登録・廃車を行った際も、一括で年度ごとに税額計算を実施し、それぞれの年度での課税額が決定できること。			
3.3.4.		条例で定められている納期限を一括で設定することができること。 また、個別に納期限を設定できること。			
3.3.5.		税額変更処理を行った対象者を抽出し、税額変更者リストを出力できること。 【抽出条件】 税額変更年月			
3.4. その他税額変更処理					
3.4.1.	過年度税額変更	法定年限に基づく税額変更（現年含む）ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、税額変更を行うことができること。			
3.4.2.	職権修正	登録時に入力した項目について、職権による強制修正ができること。			
4. 交付					
4.1. 納税通知発行					
4.1.1.	納税通知書（兼納付書兼納税証明書）発行	当初課税時または税額変更時に、一定の出力条件を指定し一括または個別に納税通知書（兼納付書兼納税証明書）を出力できること。 【一括出力条件】 全件 市内/市外（指定した都道府県内/外）/海外（※出力除外対象） 一般納付（納付書/郵便）/口座振替 前年度減免対象者（該当/非該当） 死亡者（該当/非該当） DV支援措置/要注意情報対象者（該当/非該当） 【一括出力順】 氏名50音順 住所順 郵便番号順 所有車両の台数順	当初課税時または税額変更時に、一定の出力条件を指定し一括または個別に納税通知書（兼納付書兼納税証明書）を出力できること。 【一括出力条件】 前年度未納者（該当/非該当） 納税貯蓄組合 金融機関（特定の金融機関を指定しての出力） 現年度減免対象者（該当/非該当） 現年度の新規経年重課対象（該当/非該当） 【一括出力順】 宛名番号順 標識番号順		
4.2. 各種通知発行					
4.2.1.	減免決定通知書発行	減免申請者のうち審査結果が許可となっている対象者に対し、一括または個別に減免決定通知書を出力できること。 【一括出力条件】 全件（月別）			
4.2.2.	減免不許可通知書発行		減免申請者のうち審査結果が不許可となっている対象者に対し、一括または個別に減免不許可通知書を発行できること。 【一括出力条件】 全件（月別）		
4.2.3.	税額変更決定通知書発行	税額変更処理の結果税額が変更となったものに対し、一括または個別に税額変更決定通知書を発行できること。 【一括出力条件】 全件（月別）	税額変更決定に際し税額変更決定書及び税額変更決定連絡票を出力できること。	「税額変更決定書」と「税額変更決定連絡票」は、更正決定通知書と類似レイアウトの個票を想定している。	
新規12	課税免除認定通知書発行		課税免除申請者のうち審査の結果、課税免除が認められた者に対し、一括または個別に課税免除認定通知書を出力できること。 【一括出力条件】 全件（月別）		
4.2.4.	課税物件異動通知発行	他市町村登録車両の廃車受付を行い、課税物件異動通知を発行できること。			
4.2.5.		他自治体の廃車申請内容を管理（設定、保持、修正）できること。 【管理対象項目】 申請日 異動日（廃車日） 事由 他自治体情報（自治体名、課税物件異動通知書送付日） 旧納税義務者情報（氏名、住所） 旧標識番号 車種 車台番号 車名 排気量 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式			他自治体の廃車受付については、自団体の標識交付が伴う場合のみ受付を行うなど自治体によって運用差異がある状況であるが、他自治体の廃車受付を行った場合には重複課税を避けるために旧自治体に対し当該課税物件（車両）の廃車を行った旨を通知する必要があることから、当該廃車受付に係る情報管理機能を必須とする。 当該事務の前提として、旧標識が回収できない場合は旧自治体における弁償金徴収が適切に実施できなくなることから、廃車受付を行うべきではないと考えられる。 そのため、標識回収区分については回収済み以外の区分は想定されず、事務上あえて入力する必要はなく管理項目として定義不要の整理とした。
4.2.6.		課税物件異動通知発行と同時に、以下の個票を選択し発行できること。 【対象個票】 標識交付証明書 廃車申告受付書			
4.2.7.	各種手続き通知書発行	以下の条件で異動のあった対象者を抽出しリスト出力できること。 【抽出条件】 期間 転出者 死亡者 市登録分/都道府県（軽自協会・陸運局）登録分/全件			
4.2.8.			放置バイク通知に関する情報を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象項目】 受付日 放置場所 放置場所管理者の連絡先 引き取り期限 備考		
4.2.9.		抽出した対象者について一括または個別に、各種手続き通知書を発行できること。 【各種手続き通知書】 死亡者通知 転出者通知	抽出した対象者について一括または個別に、各種手続き通知書を発行できること。 【各種手続き通知書】 放置バイク通知		
4.3. 証明書発行					
4.3.1.	標識交付証明書発行	標識交付証明書を発行できること。	試乗車用標識交付証明書を発行できること。		
4.3.2.	廃車申告受付書発行	廃車登録を行い、廃車申告受付書の発行ができること。			
4.3.3.		廃車申告受付書の発行時に譲渡証明書欄の有無を選択できること。			
4.3.4.			廃車申告受付書の発行と同時に該当車両を廃車登録できること。		
4.3.5.		変更登録（名義人変更、標識番号変更）の際に、新登録情報の標識交付証明書と同時に旧登録情報の廃車申告受付書を発行できること。			
新規13			同一車種での車体変更登録の際に、新車体に対しての標識交付証明書と同時に旧車体への廃車申告受付書を発行できること。		



機能名称	標準仕様書案		備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装しなくても良い機能		
<b>4.4. 発行管理</b>				
4.4.1.	通知書・証明書発行リスト作成	一括作成を行った各種通知書及び各種証明書について、発行者リストを作成できること。		
4.4.2.	引き抜き対象者リスト作成	一括作成を行った各種通知書について、以下の条件を指定して引き抜き対象者リストを作成できること。 【対象者による抽出条件】 死亡者 転出者 DV支援措置/要注意情報対象者 【通知書の印字エラーによる抽出条件】 送付先（宛名住所が海外に設定されているもの） 郵便番号（000-0000などの異常値） 氏名（印字上順の文字数を超えるもの） 住所（印字上順の文字数を超えるもの）	一括作成を行った各種通知書について、以下の条件を指定して引き抜き対象者リストを作成できること。 【通知書の印字エラーによる抽出条件】 住所（海外に設定されているもの）	
4.4.3.	通知書再発行	納税通知及び各種通知の再発行ができること。		
4.4.4.		当初分の納税通知書再発行時に条件を指定して出力できること。 ただし、納付済み、過年度分の納税通知書は除外すること。		
4.4.5.		税額変更分の納税通知書再発行時に条件を指定して出力できること。 【出力条件】 一般納付（納付書納付） 口座振替 納期限 発行日		
4.4.6.	証明書再発行	各種証明書の再発行ができること。		
4.4.7.	通知書編集	各種通知書の項目について、発行時に任意に編集できること。 【対象項目】 送付先 通知書本文		
4.4.8.	証明書編集	各種証明書の項目について、発行時に任意に編集できること。 また、アスタリスク表示等の形式で非表示とできること。 【対象項目】 氏名 住所 備考		
4.4.9.	証明書発行制御	以下の条件により、各種証明書発行時のエラーまたはアラート設定ができること。 【制御条件】 車種 未納者 DV支援措置対象者 機微情報対象者 廃車済み		
4.4.10.	発行履歴管理	各種通知書および各種証明書の発行履歴を管理できること。 【履歴情報の項目】 通知書/証明書番号 発行対象者情報（氏名、住所） 発行日時 発送日 部数 通知または証明内容 備考	各種通知書および各種証明書の発行履歴を管理できること。 【履歴情報の項目】 発行者（操作者）	・発送日…通知日と同様（通知書のみ必要） ・発行日時…システムで帳票を出力した日時 ・備考は発行履歴に対するメモを想定
<b>5. 返戻・公示</b>				
<b>5.1. 返戻・公示処理</b>				
5.1.1.	返戻者情報管理	通知書等の返戻者情報の管理（設定、保持、修正）ができること。 返戻者情報の一括登録もできること。 【管理対象項目】 登録日 返戻日 通知書番号 納税義務者（氏名、住所） 車両情報（車種、車台番号、車両番号（標識番号）） 調査段階の区分 調査記録（調査日時、担当者、調査方法、調査内容/結果） 返戻処理区分 再発送日		
5.1.2.	返戻処理	調査結果に基づき、一括または個別で以下の返戻処理ができること。 【返戻処理】 公示送達日登録 指定納期設定（納期変更） 課税情報の調査中 住民票請求/送付先変更		
5.1.3.	公示送達対象者抽出	公示送達日登録を行った対象者または指定納期設定（納期変更）の対象者を抽出し、リストを出力できること。 また、指定納期設定（納期変更）については、変更前/変更後の情報をリスト出力できること。 【出力項目】 通知書番号 軽自管理番号 納税義務者（宛名番号、氏名、住所） 車両番号（標識番号） 公示送達日 ※公示送達日登録の場合 納期限（変更前/変更後） ※指定納期設定の場合		
5.1.4.	公示送達処理	公示送達日に連動し、条例に基づき自動で対象者の納期限が変更されること。 また、個別に納期限の修正ができること。		
5.1.5.			公示送達日を指定し、公示送達文書（送達文及び対象者の一覧）を作成できること。	
<b>6. 照会</b>				
<b>6.1. 物件照会</b>				
6.1.1.	物件照会への回答（回答書作成）	他自治体、税務署等からの物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。	警察（公安委員会）等からの物件照会に対して、必要な情報を出力した回答書が作成できること。	外部機関からの照会があった際の回答書作成について、標準仕様として要件化されることで事務負担の軽減や自治体ごとの回答書統一による対外的な分りやすさが向上する点を考慮して必須機能とする。 一方で警察（公安委員会）等からの照会については一部都道府県において、照会機関側が回答様式を指定するケースがあることから当該期間への回答書作成はオプションとする。
6.1.2.		他自治体、警察等への回答については照会のあったものみに回答できるよう表示項目を選択できること（空欄出力も可）。		
6.1.3.	物件照会（調査票作成）		陸運支局、軽自動車検査協会、他自治体に対して、物件調査票の作成が行えること。	
<b>6.2. 取納状況照会</b>				
6.2.1.	取納状況照会	取納状況を確認できること。		
<b>7. 調定・統計</b>				
<b>7.1. 調定処理</b>				
7.1.1.	調定処理	当初賦課処理及び税額変更処理に係る調定処理を一括で行うことができること。		
7.1.2.	調定表作成	条件を指定して調定表を作成できること。 【指定条件】 調定/賦課区分 現年度 過年度（各年度） 月日	条件を指定して調定表を作成できること。 【指定条件】 歳出還付 滞納繰越	調定表に必要な集計項目については団体ごとに差異があるが、集計条件について網羅的に要件化を行うことで調定表作成事務の効率化を図る。 軽自動車税で管理をしている項目については指定条件及び指定項目として集計機能を必須で定義しているが、通常軽自動車システムで管理を行っていない歳出還付や滞納繰越の条件については課税業務側で調定事務を行っていないケースがあることやシステム構成等により実現性にも差異が生じることからオプションとする。
7.1.3.		指定の項目別に以下の集計表を作成できること。 また、複数年度の集計を行った場合は各年度の合計値を算出できること。 【指定項目】 車種 納税義務者 課税区分及び事由 年月 新/旧標準税率 軽自動車税種別割（軽課税率/重課税率） 【集計対象】 車両台数 納税義務者数 調定額		

機能名称		標準仕様書案		備考	要件の考え方・理由
		実装すべき機能	実装しなくても良い機能		
7.1.4.		異動分について、指定の項目別に以下の増減集計表を作成できること。 【指定項目】 車種 納税義務者 課税区分及び事由 年月 新/旧標準税率 軽自動車税種別割（軽課税率/重課税率） 【集計対象】 車両台数 納税義務者数 調定額			
7.2. 統計					
7.2.1.	課税状況調	課税状況調（第33表）を作成できること。			
7.2.2.	都道府県報告資料	都道府県への報告書類を作成できること。 （交付税資料等）			
7.2.3.	EUC	EUC機能（汎用のデータ抽出機能）を有していること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出もできること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができ、保存した条件でデータ抽出ができること。			
8. 検索					
8.1. 検索					
8.1.1.	検索対象	軽自動車税に係るすべての情報（台帳記載事項、異動情報、帳票発行履歴）を照会できること。			
8.1.2.	検索条件	以下の条件で検索ができること。 【検索条件】 住記/住登外区分 個人/法人区分 氏名（カナ・漢字・アルファベット、旧姓、外国人通称名）または名称 生年月日 住所（郵便番号、方書含む） 性別 除票者（転出、死亡） 外国人 宛名番号 個人番号（マイナンバー） 法人管理番号 名義人・納税義務者区分 軽自管理番号 車種 車名 車両番号 車両番号（標識番号） 旧車両番号（旧標識番号） 通知書番号 帳票発行日（発行履歴検索時のみ） 課税年度 賦課年度 調定年度	以下の条件で検索ができること。 【検索条件】 世帯番号		
9. その他					
9.1. システム管理					
9.1.2.	課税情報管理	当初課税及び税額変更処理を行った課税情報について年度ごとに管理（設定、保持、修正）できること。			・各年度における適用税率等の課税算出根拠となる情報の保持を含む。 ・課税情報の修正を行った場合は更正対象となる。
9.2. その他機能					
9.2.1.	税額シミュレーション	システム内で管理している軽自動車に係る情報（重課、軽課含む）をもとに、翌年度の税額のシミュレーションができること。			
9.2.2.	駐留米軍軍属私有車両に係る課税対応（米軍車両対応）		駐留米軍軍人に係る課税に対応する機能として以下を有すること。 ・米軍車両区分について管理（登録、修正、削除）できること。 ・対応した標識情報を管理できること。 ・当初課税対象から除外し、日米地位協定に基づく課税額の算出ができること。 ・米軍車両区分を指定して調定集計表および増減集計表を作成できること。 ・駐留米軍用軽自動車税納付書の発行ができること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙を発行できること。 ・駐留米軍用軽自動車税証紙での徴収に係る収納情報を管理できること。（収納管理システムでの実現可） ・駐留米軍用軽自動車税証紙での徴収に係る調定処理ができること。（収納管理システムでの実現可）		・管轄区域内に米軍基地がある市町村で必要な機能となる。